

だんないの道

第38号

2019年3月31日発行

発行者：NPO法人CIL だんない

代表者：美濃部裕道

連絡先：〒529-0423 滋賀県長浜市木之本町
千田681番4

TEL : 0749-50-3639

E-mail : dannai@ae.auone-net.jp

代表あいさつ	P1	条例のポイント	P2
わたしが考える滋賀県の障害者施策について	P11	小里の最近	P12
活動報告	P13	ちょこっと紹介！ だんないブログ	P17
だんないスローガン 一部抜き出してみました	P20	イベント紹介	P22
コラム ヨリの雑記帳	P24		

代表あいさつ

2019年も、もう3分の1が終わろうとしています。桜の満開情報が気になってきました。この冬はほとんど雪が積もることなく、電くるユーザーの私たちにはありがたい気候が続いています。ただ、心配は夏が訪れたときの水不足です。近畿のみずがめ、今から気にかけている私たちがいます。

さて、本来であれば『だんないの道』をもっと早く発行し、新春号として皆さんに読んでいただきたいところでしたが、滋賀県条例の制定に向けた動きが目まぐるしく、バタバタしているうちにこの時期となってしまいました。この言い訳がだんだんと常套句のようにになっているのが怖いです…。

その滋賀県条例ですが、1月にパブリックコメントが終わり、2月15日開会の滋賀県議会において知事提案・説明があり、委員会等での質問を経て、3月15日の閉会日に採決・制定されました。この間、教育等の分野で修正すべき箇所が見られましたが、いろいろな方のご尽力により、結果的に改善される方向で調整が進められました。全国トップレベルの条例は制定されましたが、施行後も適切に運用されるよう気を抜かずに見守っていきたいと思います。ご協力いただいた皆様方に改めて感謝申し上げます。後の頁で、条例の中身をご紹介します。

さて、今年に入ってからJICAのダスキン研修でミャンマーから研修生が来られました。約2週間の間に、いろいろな施設や学校を見学されました。だんないとして、これほどの長期間にわたる研修生の受け入れは初めてであり、メンバーみんな緊張して臨みました。ミョー・ミン・タッさんという方で、とても真面目で誠実な20歳の男性でした。一つ一つの研修について、目の付け所がとても鋭くて、探究心がある人でした。私はミョーさんに同行させてもらいましたが、その姿勢にはすごいなと思いました。

そして、今回の機会で改めて感じたことは、意外に私たちは地域にある施設や事業所の実情を知らないことが多いということです。よく知っていると思っていた施設も、改めて見学してみると、「こんなところに、こんなものがあつたんだ」とか「新しいものができていた」とか、新たな発見ばかりでした。これからは時間があるときに、いろいろな事業所を訪問し、もっと湖北地域のことを深く知っていきたいと思います。

「もっと地域と もっと地域に」2019年だんないスローガンです。今年は滋賀県条例が制定され、アメリカでADA法が制定されたときに障害者たちが「私たちの第2の誕生日」と喜び合ったように、滋賀県の障害者にとっては、差別解消法の誕生に続く「第3の誕生日」となります。これをきっかけに、だんないとしては、もっと地域に溶け込んでいく活動や、滋賀県の障害者同士がつながってエンパワメントしあえるような活動に力を注ぎたいです。

まずは、条例の施行を祝って笑顔でみんなと祝杯をかわせるように、体調を整えていきたいと思う今日この頃です。お祝いの乾杯を一緒にしませんか！？

美濃部 裕道

条例のポイント

文責：C I L だんない(美濃部)

3月15日、滋賀県議会において「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が全会一致で可決・成立しました。これによって、4月1日より条例が施行（一部は10月1日施行）されることになりました。今回は、この条例のポイントを紹介します。

【ポイント1 定義】

障害者の定義が従来の身体・知的・精神障害に加え、難病に起因する障害が取り入れられました。また、日によって障害の程度が変わる断続的な制限を受ける状態にある者も障害者と定義づけられました。

そして、障害を理由とする差別として、11分野の「正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して行う行為」＋「合理的配慮の不提供」と位置づけられました。そのなかで特徴的なものは、教育分野と意思表示の受領分野です。教育分野については、パブコメ後に一時は「発達段階に応じた教育」といった極めて医学モデル的な表現になっていましたが、全国の皆さんからの反対意見が多かった事により、「その年齢および特性を踏まえた教育」へと変わりました。これによって、より共に学ぶ重要性が強調されたといえます。意思表示の受領分野については、これまでの私たちの生活でも多く体験してきた、障害者本人からの意思表示を受け取ろうとせずにその横にいる家族や支援者などに意思を確認されてしまうということが差別とされ、本人からの意思表示を確認することの重要性が記されました。

さらに、障害の社会モデルについても定義づけられました。世間で「社会モデル」という言葉がほとんど認知されていなかった「だんない」設立当初から「社会モデルへの変革」を掲げて取り組んできました。それだけに、今回の条例に社会モデルが定義づけられたことは、とても感慨深いです。

【ポイント2 上乗せ・横出し】

3年前に施行された障害者差別解消法では、差別の禁止は行政機関と民間事業者に義務化され、合理的配慮の提供は行政が義務で民間事業者を努力義務と位置づけられましたが、今回の条例では差別の禁止ならびに合理的配慮の提供が行政機関・民間事業者に義務付けられ、さらに個人においても義務付けられました。

これは障害者差別解消法の見直しが迫る中で、好影響を与える上乗せ・横出し条例となりました。

【ポイント3 相談解決のための体制】

全国初の試みとして障害者が相談する際に自らの立場を適切に表明するために必要な支援を行う「地域相談支援員(通称：地域アドボケーター)」を福祉圏域ごとに置くことになりました。自らの意思を表明することが苦手な方や差別にあったことすら気付かない方に寄り添いつつ、代弁者となって権利を擁護していく役割です。

地域アドボケーターが地域の差別事例を掘り起こして、専門性を持った障害者差別解消相談員につなげていく、そして解決しない場合はあっせん・勧告・公表できる仕組みです。これによって、より実効性のある解決のための体制となったといえます。

そして、この仕組みをより機能的に運用されるためにポイントとなるのが、社会モデル研修です。県民全体に社会モデルを広めていくために考えられた研修です。そのプログラムの詳細や、どの機会に誰に向けて実施するかなど、詰めていかなければならない点があります。だんないとしては、障害平等研修(DET)を含めた社会モデル研修の研究・提案に向けて取り組みを進めたいです。

以上、3つのポイントに分けて紹介しましたが、これ以外にも例えば基本理念に「複合差別」や「当事者間の建設的対話」などが規定されたことや、明石市のように合理的配慮の提供にかかる費用の助成など、滋賀県条例独自の施策内容が盛り込まれています。条例をつくっておわりではなく、これを活かすのは私たちだと思います。4月1日を新たなスタートとして、更なる活動展開に力を注いでいきたいです。

滋賀県障害者差別のない 共生社会づくり条例について



1

障害者差別解消の推進に関する経緯

H18(2006) 12月	第61回国連総会において障害者権利条約採択
H19(2007) 9月	日本による障害者権利条約への署名
	↓ ↓ ↓
H23(2011) 8月	障害者基本法改正：第4条「差別の禁止」を規定
H24(2012) 6月	障害者総合支援法の成立
H25(2013) 6月	障害者差別解消法 の成立／障害者雇用促進法の改正
	↓ ↓ ↓
H26(2014) 1月	国連の障害者権利条約を批准
2月	障害者権利条約を発行
	↓ ↓ ↓
H28(2016) 4月	障害者差別解消法 ／改正障害者雇用促進法の施行

2

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 検討経過(諮問～答申)

問題意識

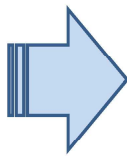
- ① 障害者差別解消法の実効性の補完
- ② 障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える人に対する課題

検討経過

- 滋賀県社会福祉審議会に諮問（平成29年5月19日）
- 条例検討専門分科会を設置して検討



- ⇒ 審議会3回 分科会4回 分科会WG7回 開催
- ⇒ 過去の事例や収集した差別事例973件に基づく検討



**滋賀県社会福祉審議会から知事
へ答申**（平成30年6月5日）



3

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 検討経過(答申後)

条例タウンミーティング

- 県民の皆さんに答申の内容をお伝えするとともにご意見をお聴きしながら条例づくりを進めていくため、県内7か所で条例のタウンミーティングを開催（H30.8～H30.11）
- 延べ546名の皆さんに参加いただく
- 主な意見として・・・
 - 「実効性のある条例としてほしい」
 - 「条例の名称は障害者差別解消法の補完が見えるものに」

県民政策コメント

- 条例案の基となる要綱案を作成し、平成30年11月20日から平成31年1月4日までの間に意見を募集
- 実施にあたり「点字版・音声版」や「わかりやすい版」を作成
- 17団体・県民等から93件の意見をいただく
- ご意見を踏まえ、基本理念等の文言の修正を行う

4

I 基本的事項

前文

- ・ 障害の有無にかかわらず、一人ひとりが基本的人権を享有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現は、私たち県民の責務であること。
- ・ 過去に滋賀で起こった虐待事案に学び、二度と起こさせないための取組について宣言
- ・ 社会の無関心や理解不足により孤立する者への共感と理解
- ・ 障害者権利条約で示された理念や障害の社会モデルが条例の基礎となっていること。
- ・ 私たちは、改めて障害者差別の解消を誓うとともに、滋賀で大切にされてきた福祉の思想の流れを受け継ぎ、共感と連帯、そして協働による共生社会の実現を目指す。

※前文とは・・・その条例の由来や経緯、その基本原理を述べる部分です。

5

I 基本的事項

目的

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 障害者の自立および社会参加に向けた取組の基本理念等を定める

⇒全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする



6

I 基本的事項

基本理念

障害を理由とする差別の解消の推進等は、全ての県民が障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられることを前提として、以下の項目を規定

- ①社会参加の機会の確保
- ②地域における共生
- ③言語（手話を含む。）その他の意思疎通手段の選択機会の確保
- ④障害があることに加え、女性や高齢者であること等の複合的な要因への配慮
- ⑤障害および社会的障壁に係る問題は、全ての県民の問題として認識され、共に学び合うことにより、その理解が深められること
- ⑥当事者間の建設的な対話による相互理解



7

I 基本的事項

定義

- 障害者・・・身体・知的・精神障害、**難病に起因する障害**その他の心身の機能障害があり、障害および社会的障壁により継続的または**断続的**に日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
- 障害を理由とする差別・・・「正当な理由なく障害または障害に関連する事由を理由として障害者に対して行う行為（**11分野とその他**）」＋「合理的配慮の不提供」・・・障害者権利条約等を踏まえたもの

①教育分野 ②労働・雇用分野 ③商品の販売またはサービスの提供分野
 ④福祉分野 ⑤障害福祉分野 ⑥医療分野 ⑦建物・公共交通分野
 ⑧不動産取引分野 ⑨地域活動分野 ⑩情報の提供分野
 ⑪意思表示の受領分野 ⑫その他の分野
- 障害の社会モデル**・・・障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方



8

要点👉 障害の捉え方を「社会モデル」に！

・障害がある者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方



この考え方を
広げるために



- ・県民、事業者、関係団体へ障害の社会モデルに対する啓発、研修を実施
- ・障害者差別解消相談員、地域相談支援員に障害の社会モデル研修を実施

9

II 障害を理由とする差別の解消(H31.10.1施行)

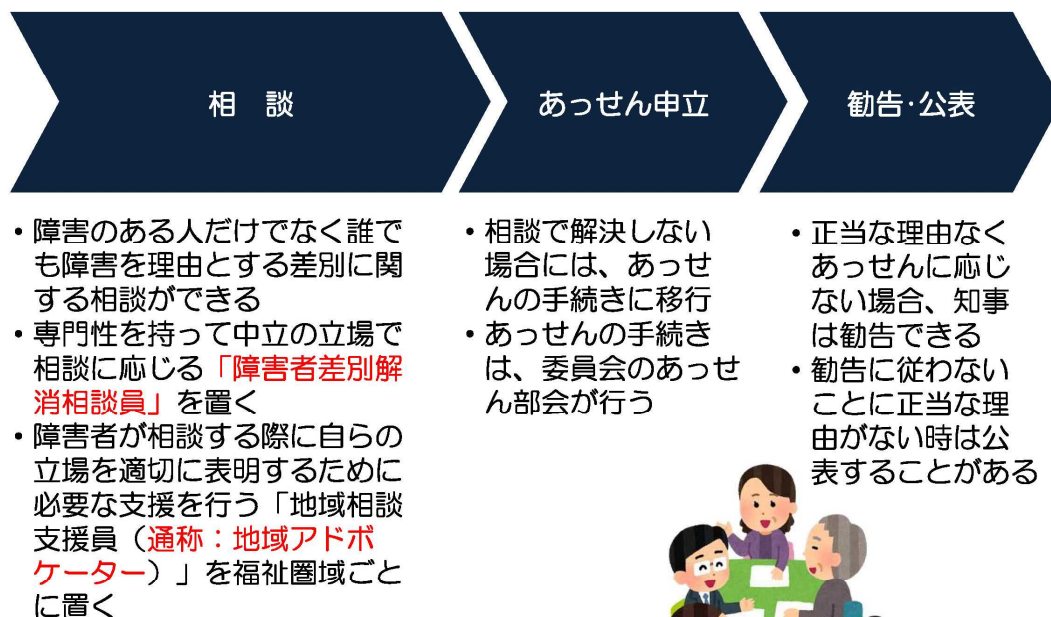
何人も障害を理由とする差別をしてはならないことを規定

⇒ **上乗せ・横出し条例**

	差別の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法律上の義務	法律上の義務
民間事業者	法律上の義務	条例上の義務
個人	条例上の義務	条例上の義務

10

Ⅲ 差別に関する相談・解決のための体制(H31.10.1施行)



11

要点

「地域相談支援員（地域アドボケート）」の設置

【課題】

差別に気づかない、差別があっても声をあげられない。

障害当事者への
気づき、支援
のために



自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁(サポート)するなど、障害者の権利を擁護し、相談員につなぐ役割を担う「**地域相談支援員**」を新たに設置

12

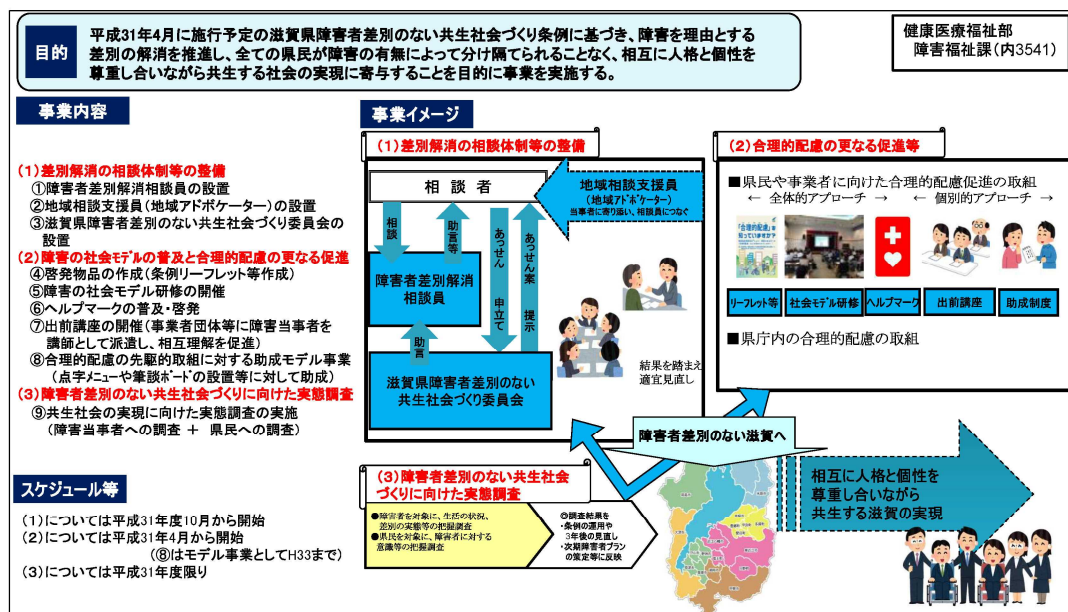
主な事業概要

(4)~⑥多様性を認め、互いに支え合う共生社会の実現



障害者差別解消総合推進事業（新規）

【予算額 14.1百万円】



13

滋賀県 平成31年度（2019年度）当初予算案

IV 障害者差別解消総合推進事業

(1) 差別解消の相談体制等の整備(H31.10~)

○障害者差別解消相談員の設置 2名

⇒様々な相談に幅広く対応できる専門性を持つ経験者等を公募

⇒相談室や専用電話を設けて全県からの相談に応じる

○地域相談支援員（地域アドボケート） 30名程度

⇒身障／知的相談員、民生委員、団体等の相談従事者で、特に

障害者の権利擁護について熱意のある方などを、市町や地域

障害者自立支援協議会等から推薦をいただき各福祉圏域に配置

⇒公募も含め、具体的な選考方法について検討を行う

○障害者差別のない共生社会づくり委員会の設置

※障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せて有する



14

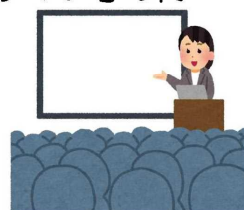
IV 障害者差別解消総合推進事業

(2) 障害の社会モデルの普及と合理的配慮の更なる促進

- ・リーフレット等啓発物品の作成
- ・障害の社会モデル研修の開催
- ・事業者等を対象とした障害等への理解促進のための出前講座開催
- ・合理的配慮の取組に関するモデル事業



15



合理的配慮の提供に係る費用を助成します！

事業者や自治会の皆さんによる合理的配慮の取組を後押しするため、必要な費用を助成

- ・上限額(3～5万円程度)の範囲内であれば全額補助
- ・3年間のモデル事業として実施

コミュニケーションツールの作成

- ・点字メニュー
- ・チラシの音訳
- ・コミュニケーションボードなど



物品の購入

- ・筆談ボード
- ・折りたたみ式スロープ
- ・高さ可動式テーブルなど



16

わたしが考える滋賀県の障害者施策について

谷口健人

本年4月より施行されようとしている「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」で、国連障害者権利条約を軸に「障害の社会モデル」が中心的に位置付けられることには大きな意義があると考えます。「障害の社会モデル」の視点に立って初めて、障害者が「保護の客体」ではなく「権利の主体」として、障害のない人と同じように、市民として共に生きる真の共生社会の実現に向けて、新たなスタートラインとなると確信するからである。

これまで、私自身も含め多くの障害者は、障害とは心身の機能障害であり、リハビリ等個人の努力によって克服すべきものであり、障害=あつてはならないものというメッセージを様々な形で社会から受けてきた。そして、この日本社会では今もなお、2016年7月26日に発生した相模原障害者殺傷事件に象徴されるような、障害者などいなくなればいいという優性思想的価値観が潜んでいる。それに対抗し、真の共生社会を築いていくためには、障害の社会モデルの視点に立ち、障害者がその固有の尊厳を尊重され、障害のない人と共に、相互の人格と個性を尊重し合いながら生きていく営みを積み重ねていくことが必要である。滋賀県が福祉先進県として条例で、障害者権利条約に基づいた障害の社会モデルを中心に位置づけた施策の推進を示すことは、滋賀県のみならず、日本社会全体にとって大きな意義を持つものと考えます。また、教育分野で障害の有無にかかわらず「共に学ぶ」ことを前提としたことも大きな前進であると考えます。障害のある人となない人が幼少期から地域の中で共に学び、お互いを理解し合いながら大人になっていくということは、共生社会の実現のために最も重要な要素であろう。この条例を滋賀県民皆の条例として広く普及啓発し、県民皆で障害者差別のない共生社会への大きな流れを作っていきたい。また、次期滋賀県障害者プラン等にも条例の内容を反映していければ良いと考える。私は、このような活動に傾注したい。

小里の最近

小里和也

僕は最近、日記を始めました。1日を振り返って、思ったことやこれからの目標などを書くようにしています。
そこで今回は、何個か日記を紹介させていただきたいです。

2019/01/29

今日は、職員研修でだんない恒例の「介助者が介助を受ける・当事者の気持ちを知る」体験をしました。この研修を通して、あらためて自分の思いを相手に伝え、それを実現する大切さや、自分のタイミングで相手に伝える大切さを知った。これからも、このような研修はとても大切なことなので続けていきたい。

2019/01/30

今日は、だんない職員研修で長浜社協さんと一緒に障害平等研修（社会モデルの推進・誰もが暮らしやすい社会を創っていく）について勉強しました。研修では、グループで「社会モデルと医学モデル」「現状と課題」「課題の解決行動」などをみんなで考え話し合うことができました。とても分かりやすく楽しかったです。だんないの中でもこのような研修をしていきたいと思いました。

2019/02/04

今日は、大阪の自立生活夢宙センターへ JIL 関西ブロックヤング委員会会議に行きました。来年度のイベントの内容やヤング委員会の体制などについて話し合いました。来年度のイベントが楽しみになる会議になりました。

2019/02/05

今日は、だんないと某事業所さんとのコラボ企画について話し合いをした。
だんない独自ではなく、他の事業所さんと一緒に交流や企画を作っていくことの大切さを感じた時間になった。

2019/02/07

今日は、だんないの社会づくり担当のたにけんこと谷口健人が、中学校へ講演に行った。たにけんがうらやましいと思った僕である（笑）

2019/02/08

今日は、友達と長浜の秋吉（やきとり）へ飲みに行った（ジュース（笑））
活動や仕事の話だけではなく、ゆっくりと自分のプライベートの話をできてよかった。大好きなレバーをたくさん食べた！最高でした！

2019/02/09

今日は、久しぶりにだんないのサポーターの地元伊香高校に通う山本陸さんがだんないに来られた。お互いの日頃のことを話していたら、あっという間に時間が過ぎていた。

2019/02/21

今日は、第1回目となるだんない祭り実行委員会会議をした。
今までのだんない祭りの感想、課題、今後のだんない祭り、どのような内容にすれば、もっと地域の方と楽しめるかなどについて話しをした。
今まで以上に、もっと良い祭りにしたいです！

2019/02/23

今日は、電動車椅子サッカー（リュートスター滋賀）の練習会をした。
今回は、試合のビデオを見ながらミーティングをした。今、チームに足りないこと、忘れかけていたこと、みんなと共有しておきたいことなどを話した。とても、貴重な時間になった。

活動報告

12月1～2日	第24回ピープルファースト大会in奈良文化会館	美濃部 小里 大橋
1～2日	DPI政策論in戸山サンライズ	頼尊
4日	朝日小学校 講演	美濃部 小里 谷口 大橋
5日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 事務局会議 in 長浜市役所	美濃部
5日	JDF全国フォーラム権利条約の実施と私たちの暮らしin秋葉原	頼尊
6日	高月中学校 講演	美濃部 谷口 大橋
7日	長浜市立西中学校 講演	美濃部 小里 谷口 大橋
8日	ピアカウンセリングinぼてとファーム	美濃部 谷口 大橋
9日	彦根ILP会議	小里
9日	大阪自立セミナー	頼尊
10日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 当事者サポーター推進分科会事務局会議 in 長浜市役所	美濃部 谷口
10日	相談支援テキスト打ち合わせ	
11日	だんない企画会議 さざなみ会議	美濃部 頼尊 小里 谷口 大橋
12日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 権利擁護部会in長浜市役所	美濃部
12日	相談支援打ち合わせ	
12日	強制不妊大阪裁判第1回口頭弁論	頼尊
12日	豊中 講演	頼尊
13日	滋賀県障害者差別解消支援地域協議会部会	美濃部
13日	長浜養護学校 ボッチャ訪問	小里 谷口 大橋
14日	河南中学校 講演	美濃部 谷口 大橋
15日	ピアカウンセリングin湖北タウンホーム	美濃部 小里
16日	電動車椅子サッカー練習inだんない	
17日	だんない生誕祭&忘年会	
18日	千田サロンinだんない	
18日	琵琶湖博物館創造ユニバーサルデザイン評価	美濃部 大橋
19日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会運営委員会会議 in 長浜市役所	美濃部
19日	長浜養護学校 ボッチャ訪問	小里
20日	県条例検討プロジェクト事務局会議 in 長浜市役所	美濃部
21日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 全体会&研修in長浜市役所	美濃部
22日	彦根ILP会議	小里
22日	権利条約公開講座	頼尊
23日	だんない交流会	

27日	DASUKIN研修打ち合わせ	
1月7日 ～23日	DASUKIN研修	
7日	湖北タウンホーム訪問	美濃部 小里
8日	だんない新年会&歓迎会	
9日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 事務局会議 in 長浜市役所	美濃部
11日	スイートハート来所	
12日	電動車椅子サッカー練習inだんない	
13日	彦根ILP会議	小里
15日	湖北タウンホーム訪問	美濃部 小里
16日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 虐待防止会議in長浜市役所	美濃部
16日	伊香高校訪問	
17日	大阪発達総合療育センター訪問	頼尊
17日	県条例検討プロジェクト全体会議 in 長浜市役所	美濃部
17日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 重介護・医療ケア検討事務局会議 in えがお	小里
19日	災害による障害者の孤独を防ぐためにできることを考えてみませんか	美濃部 小里 大橋
20日	地域共生社会を切り拓く	美濃部
22日	DASUKIN 研修お別れ会	
23日	条例傍聴	頼尊
23日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 当事者サポーター推進分科会全体会議 in 長浜市役所	美濃部 谷口
24日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 重介護・医療ケア検討部会	市川 小里
26日	ピアカウンセリング委員会会議 in だんない	小里
27日	条例 講演	頼尊
29日	だんない職員研修(指示介助)	
30日	だんない学習会(障害平等研修)	
31日	中日新聞取材	美濃部 頼尊
31日	甲西中学校講演打ち合わせ	谷口
2月2日 ～3日	アジア太平洋×障害者×日本の社会貢献を理解する in 東京	頼尊
4日	JIL 関西ブロックヤング委員会会議 in 夢宙センター	小里 谷口
4日	障害者差別のないおおつをめざす会会議	美濃部
6日	優性保護法裁判 in 大阪地方裁判所	頼尊
6日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 事務局会議 in 長浜市役所	美濃部
7日	甲西中学校講演	谷口
9日	福祉映画祭 in 名古屋	頼尊
11日	だんない職員研修(木島さん)	
12日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 重介護・医療ケア検討事務局会議 in えがお	市川 小里
12日	大谷大学来所	美濃部
13日	塩田裁判 in 大阪地方裁判所	頼尊

13日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 当事者サポーター推進分科会事務局会議 in 長浜市役所	美濃部 谷口
15日	滋賀県知事条例説明 in 滋賀県庁	美濃部
15日	インクルーシブ教育実現のための道筋を探る in 大阪	頼尊
16日	楠さん年忌法要 講演	頼尊
16日	彦根 ILP 会議	小里
18日	JIL 関西ブロックヤング委員会企画会議 in 京都	谷口
19日	だんない企画会議	
20日	代理投票裁判 in 大阪地方裁判所	頼尊
20日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 運営委員会 in 長浜市役所	美濃部
21日	県条例検討プロジェクト事務局会議 in 長浜市役所	美濃部
21日	だんない祭り実行委員会会議	美濃部 小里 谷口
22日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 ワーカー部会 in 長浜市役所	谷口
22日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 重介護・医療ケア検討事務局会議 in えがお	市川
23日	ぼてとファーム役員会	美濃部
23日	サッカーin だんない	
24日	浅田訴訟6年間の軌跡から	頼尊
24日	ボッチャ in 高月体育館	美濃部 小里
26日	さざなみ会議	
27日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 虐待防止会議 in 長浜市役所	美濃部
28日	千田サロン in だんない	小里
28日	県議会傍聴	美濃部
3月1日	地域生活塾面談	谷口
2日	民生委員打ち合せ	
4日	米原市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク会議 in ふくしあ	美濃部
6日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 事務局会議	美濃部
7日	パソコンボランティア養成講座 講演 in ハーティパーティ	美濃部
8日	企画会議	
9日	いまなぜ「終末期」及び「事前指示書普及」なのか～医療はあくまで人の命を救うためにあるべきです～ in エル大阪	頼尊
10日	子どもの人権の視点からみた「10の姿」と「道徳科」	頼尊
11日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 当事者サポーター推進分科会全体会議 in 長浜市役所	美濃部 谷口
12日	障害者ないおおつをめざして	美濃部 小里
13日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 権利擁護部会 in 長浜市役所	美濃部
14日	カイゴとフクシ就職フェア in しが 2019	小里 谷口
15日	条例制定 in 県庁	
17日	ヤング委員会企画会議	谷口
18日	滋賀県障害者施策推進協議会	美濃部

29日	集団指導研修	高橋
22日	滋賀県障害者差別解消支援地域協議会部会	美濃部
23日	パワフル6 交流大会 開幕戦	
24日	だんない学習会	
25日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 全体会議	美濃部 小里 谷口
26日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会 重介護・医療ケア検討部会	市川 小里
	長浜市地域福祉活動計画推進委員会	美濃部
27日	生誕祭	
28日	千田サロンinだんない	
	米原市権利擁護センター運営委員会 in ゆめホール	美濃部
29日	さざなみ会議	
30日	彦根 ILP 会議	小里
31日	さべかいカウントダウン in ぼてとファーム	

ちょこっと紹介！ だんないブログ。

12月1日～2日



美濃部・小里・大橋・あつまろう会 前田・介助者 高田・中川の6名でピープルファースト大会に参加しました。初めて参加した大橋は、ひとりひとりがストレートに「自分の思いを」伝え、行動されてる姿がかっこよかったと言っていました！

この大会に参加して、みんなに自分の思いを自分の表現で伝え、パワフルに活動をしていくことの大切さを改めて思いました。

とても楽しい大会でした！（小里）

なら大会に参加して、とても楽しい大会でした。ピープルのスタートが切れた気がしました。（前田）

12月23日

だんない交流会を開催しました！総勢20名の方に参加していただきました！

UNO やうみがめのスープといったゲームなど、今年のよかったこと、来年の目標を話したりとみなさんと楽しむことができました！そして、サンタさんにもお越しいただき、ケーキのプレゼントをもらいました！サンタさんありがとうございます！

この交流会をとおして、今週のスローガンのように、「もっと、みなさんにつながれた」ような気がします！参加していただいたみなさん、ありがとうございました！来年も「自分らしさを大切に」一日一日を進んでいきましょう！



1月8日



みなさま、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします！

だんないには今、ミャンマーからの研修生、ミョー・ミン・タッさん（ミョーさん、ミョーミンさん）が来てくれています！ミョーさんは、ミャンマーで障害者のリーダーになって、ミャンマーの障害者の生活を良くするために、日本の障害者の現状を知りたいということです！今日は、ミョーさんの歓迎会&だんない新年会をしました！ミョーさんとは、今月23日までの2週間、一緒に活動しながら、ミャンマーのことも日本のこともお互いに知り合って、これからのパワフルな活動につなげていきたいです！

1月12日

ミャンマーからの研修生、ミョー・ミン・タッさんの今日までの研修では、「自分のこれまでとこれからを語る」「自立生活について」「インクルーシブ(共に学ぶ)教育について」「障害の進行と呼吸器」についてなどの研修や、大学や専門学校でミャンマーの障害者の生活について話していただきました。そして今日は、障害者スポーツ「電動車椅子サッカー」を体験をしていただきました。すごうまかったです！！

これまでの研修では、お互いの思っていることや、これからどんなことが必要かなどについて考えられてよかったです。

明日以降は、学校や施設の見学をしていただきます。



1月29日



今日は、だんない恒例の「介助者が介助を受ける・当事者の気持ちを知る体験」をしてもらいました。内容は、前回と同じ「指示で料理を作る」「自分がどのように相手に伝えるか」「車の乗車・買い物」などです。研修後、研修を受けた介助者からは、「同じ体勢で1時間半車椅子に乗るのはしんどかった・・・」「自分が思っていることを伝える難しさや大切さをあらためて知った」「車の乗車体験で、危ないとき自分はとっさに手が動くけど、手が動かせない方はすごく恐いだろうな」などの感想をもらいました。これからも、このような研修を続けていきたいです！

1月30日

昨日は、だんない職員研修で長浜社協さんと一緒に障害平等研修（Disability Equality Training）社会モデルの推進・誰もが暮らしやすい社会を創っていくについて勉強しました。研修では、グループで「社会モデルと医学モデル」「現状と課題」などをみんなで考え話し合いました。とても分かりやすく楽しい研修になりました。

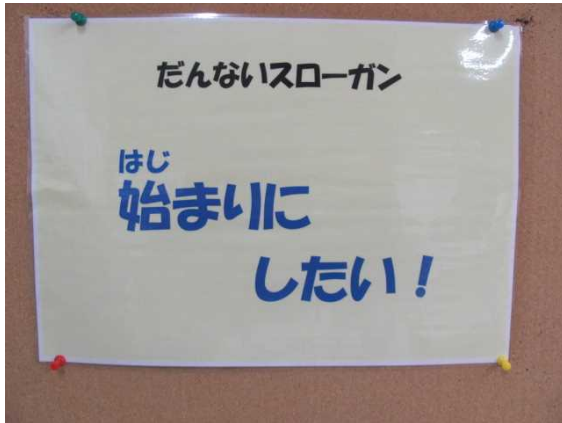


2月11日



昨日は、木島さんに来ていただき、「空飛ぶ車イス 世界のバリアフリー事情」についてご講演いただきました。とても分かりやすく、世界のバリアフリー事情や日本のバリアフリーのおくれているところや自慢できるところをたくさん知れてよかったです。自分自身、自分の運動のスタイルについて悩んでいましたが、木島さんの講演をきいて「自分の運動スタイルを大切にする」「あたりまえに市民として行動する 利用するスタイル」がカッコイイなと思いました！

だんないスローガン 一部抜粋してみました！

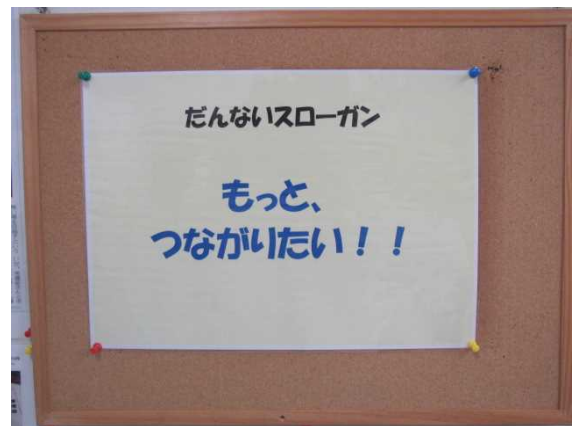


12月10日

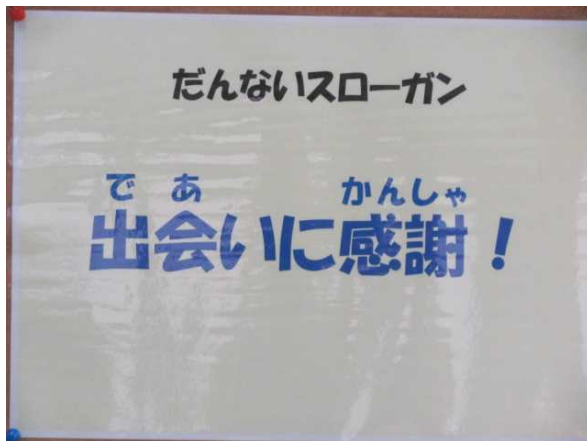
「始まりにしたい！」です。
これをきに、「なにかのきっかけにしたい」「スタートにしたい」「始まりにしたい」という気持ちを持つ！

12月22日

「もっと、つながりたい！！」です！
もっともっと、この地域の中でみんなとつながって、一緒にいろいろなことをやっていきたい！という思いを込めて、今回のスローガンに決めました！



12月28日



「出会いに感謝！」です。
今年は、新事務所開所式や湖北トライなどの大きなイベントを行い、(中略) イベントが盛大に盛り上がったのは、皆さんとの出会いがあったからです。
いつも以上に、皆さんとの出会いに感謝した年となりました。

1月5日

「もっと〇〇！」です！
もっと〇〇をしたい！もっと〇〇になりたい！もっと〇〇を食べたい！など ひとりひとりの中にある 「〇〇」を探し実現していこう！



1月21日



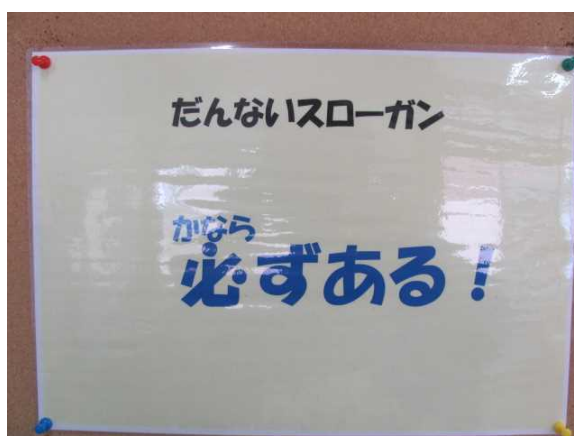
「進めていく！」です。

今年はいよいよ、滋賀県の障害者差別解消の条例が制定され、スタートする年になります。差別のない社会の実現に向けて、新たなスタートラインということになると思います。だんないとしても、条例を活かすためのいろいろな取り組みを進めていきたいと思っています。ひとつひとつ「進めていく！」という思いで、このスローガンにしました。

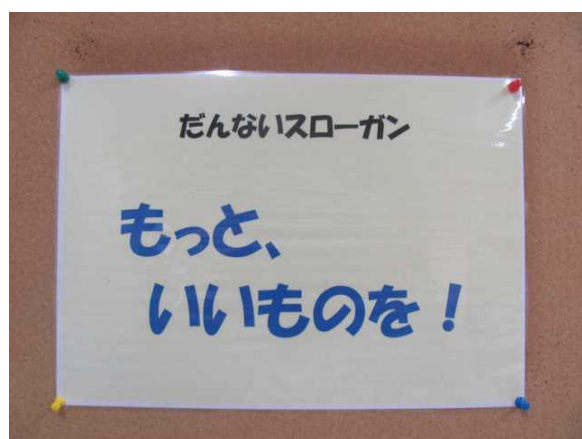
1月31日

「必ずある！」です。

自分の得意なこと、自分にとっていま必要なこと、自信がもてることが「必ずある」



2月18日



「もっと、いいものを！」です。

「さらに もっと、いいものを」つくるという気持ちをもって会議にのぞみたい！

NPO法人CILだんない8周年記念シンポジウム

親子の壁を越えていきたい！！

だんないを設立し、8年が経ちました。今年は滋賀県で「障害者差別のない社会づくり条例」が制定され、ようやく私たちの地域にも障害者差別の解消に向けた取り組みがスタートしたと言えます。これを機に、だんないでも条例を周知するとともに、その理念を浸透させる取り組みを展開したいです。

さて、今年のシンポジウムテーマは「親子の壁を越えていきたい！！」です。これまでの障害当事者と親や家族の関係は、青い芝の会の横塚晃一著『母よ、殺すな！』に象徴されるように、どちらかと言えば対立していたと思います。しかし、私たちはそのような対立関係は、もう終わりにすべきだと思うのです。

生活の責任を個人に押しつけようとしたり、福祉予算を削減したりするような世の中で、これからは障害当事者とその家族は対立するのではなく、同じ方向に向かって歩んでいく必要があるのではないのでしょうか。障害当事者とその家族との関係について、改めて皆さんと考えたいと思います。

日時：5月11日（土） 13：00～17：00

会場：セミナー&カルチャーセンター「臨湖」 長浜市港町4番9号

<第1部 基調講演>

岡部耕典氏（早稲田大学 福祉社会学・障害学教授）

<第2部 パネルディスカッション>

パネリスト

折田みどり氏（バクバクの会～人工呼吸器とともに生きる～事務局長）

福永浩絵氏（sweet ハート♡代表）

谷口栄子氏（CIL だんない当事者職員 母親）

コメンテーター

岡部耕典氏（早稲田大学 福祉社会学・障害学教授）

コーディネーター

頼尊 恒信 CIL だんない 事務局長

参加費無料

★手話通訳・要約筆記あります。

連絡先 〒529-0423 長浜市木之本町千田 681-4

担当者 頼尊 恒信

電話番号 0749-50-3639 FAX 0749-50-3961

メール dannai@ae.auone-net.jp



みんな集まれ!

～大人も子どももいも植え・ボッチャ～

2019. 5/6 (月)

時間：午後1:00～午後4:00
場所：だんない



午後1:00～いも植え
休憩
午後2:30～ボッチャ
午後4:00 終わり

夏に企画している「やすみ会」で
使う「おいも」を植えます。
ボッチャは、大人から子どもまで
楽しめるスポーツです。
ぜひ、お越しください!



お問い合わせ：NPO法人CILだんない TEL: 0749-50-3639

コラム

ヨリの雑記帳（37）

長く自立生活をしていると、時々自立生活ということが見えなくなることある。それは、自立生活が日常生活に埋没してしまうということであろう。自立生活といっても日常生活を離れてどこか違うところに「自立生活」というような生き方があるわけではない。日常生活そのものが自立生活となるわけだから、日常生活が忙殺されると自立生活も忙殺される。つまり、見えなくなるのである。

私たちは、いろんな意味で社会的生活を送っている。だから、日中活動もするし、プライベートの人間関係もある。だいたい、日中の活動のすべてが楽しいわけではない。ほとんどが「やらなければいけないこと」に追われる日々であると言って過言ではない。そのような中で、自立生活を楽しむということが見えなくなるのである。いつの世でも「楽しいこと」は、すぐに過ぎ去るものである。逆に、「楽しくないこと」は、なかなか過ぎ去ってくれないものである。

親元や施設から社会に出て、自立生活を始める時は何をやるにしても楽しいものである。ボクもそうだった。それが、次第に「やらなければいけないこと」に埋没してしまうのである。かといって、やらなければいけないことを無視して自立生活が送れるかと言えばそうでもない。むしろ、やらなければいけないことを積み重ねた先に「楽しいこと」が待っているのである。

けど、それを待つのが大層面倒くさいことである。日常生活に埋没し、楽しいことを待っている間に、自立生活の重要性を忘れてしまうこともある。面倒くさいことをやっている間に、「俺、何のために生きているのか？」という気分になってしまう。なりたくもないけれども、なってしまうのが憎らしい。

で、そういう気分になったときは、意図的に思いっきり遊ぶしかないだろう。けど、日常生活に埋没すると、「思いっきり遊ぶ」という時間も取れないのではないかと思いついてしまうのである。もうこのようになれば、袋小路に入ってしまう。思いっきり遊べるにもかかわらず、自分で自分をセーブしてしまうのである。難しい問題だ。

そのために、自立生活センターの行事があるといってもよい。つまり、自立生活センターの行事がどこまで当事者が楽しめるのかということが問われているのである。それには、当事者職員自身が十分に楽しむことが本来の仕事である。それは、たわいもない生活を楽しむことから、思いっきり楽しむことまで、あらゆる段階で楽しむことが求められているのであろう。つまり、日常的に「どのようにしたら楽しめるのか」を常に追い求めることが大切なのだろう。

なかなか、そこまでの余裕がないボクだけれども、やはり楽しむことの重要性をつくづく感じる。それと同時に、楽しむためのツールをもっと開発したいと考えている。まだまだ、具体的にどのようなツールになるかは検討中であるが、きっと新しいツールが見つかるはずである。

この原稿を書き終わると、「だんないの道」が発行できる。世の中は冬から春へと季節が変化した。新年度一発目、思い切って花見酒に興じるとするか！

（よりたか つねのぶ）

NPO 法人 CIL だんない

代表 美濃部裕道、副代表 市川正太

事務局長 頼尊恒信、理事 横山卓馬

URL : <http://cil-dannai.jp/>

郵便振替口座番号 : ゆうちょ銀行木之本支店 00940-2-209115

加入者名 : NPO 法人 CIL だんない

〒529-0423

滋賀県長浜市木之本町千田681番4

TEL : 0749-50-3639

FAX : 0749-50-3961

E-mail : dannai@ae.auone-net.jp